

2025年度 和光大学科目等履修生出願申請手続要項 (一般科目等履修生希望者用)

本学が開講されている授業科目の履修を希望する方は、下に記載する事項に従い、出願・申請手続きをしてください。履修した授業科目については評価が行われ、合格した場合は単位を認定します。

なお、外国人で本学の科目等履修生となることでビザの在留資格変更及び在留期間更新を行う予定の方は、出願できません。

I. 履修できる科目

1. 履修できる科目数は、1年間で8科目までです。ここで半期科目は0.5科目として数え、全ての科目等履修生種別を合算して8科目が上限となります。
2. 履修できない科目があります。詳細は履修申請許可を受けた方に配付する説明書を参照してください。
3. 正規学生の受講者がいない科目は開講しません。従って、科目等履修許可を得た場合でも、その科目は履修できません。申請した科目が開講されるかどうかは、5月第2週以降に確定します。履修料の納入を済ませた科目が開講されない場合、履修料は返還されます。
4. 本学では体系的に学ぶことができるプログラムが次のとおりあります。必要な科目を履修することで「プログラム履修証明書」発行いたします。
 - ジェンダー・スタディーズ・プログラム
 - 地域・流域プログラムプログラムに関して興味をもたれましたら、履修申請手続き書類提出前に、和光大学企画課(044-988-1433)にお問い合わせください。

II. 出願から履修申請許可者の決定まで

1. 出願資格

(1) 本学の定める学部入学資格である次の各号のいずれかに該当する方

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を卒業した者、及び2025年3月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び2025年3月修了見込みの者
- ③ 外国において学校教育12年の課程を修了した者、及び2025年3月修了見込みの者。または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、及び2025年3月修了見込みの者
- ⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規程による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)、及び2025年3月までに合格見込みの者

⑧学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者として入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

⑨本学において、個別の出願資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(2) 外国人の在留資格に関することは次のとおりです。

現在の在留資格が永住・就労等で、本学の科目等履修生となることでビザの在留資格変更及び在留期間更新を行う予定のない方のみ、出願・申請できます。(科目等履修生証及び科目等履修生証明書は、履修科目の決定、履修料等の納入が確認できた5月中旬から交付の予定です。)

2. 出願期間

2025年2月28日(金)～3月6日(木) ※ただし土・日を除く

9:30～16:00 (13:00～14:00を除く)

3. 提出書類

下記の書類を教学支援課に直接持参してください。

② 科目等履修生願(写真貼付)

② 出身学校の卒業(見込み)証明書(2024年度に本学の科目等履修生であった人は不要)

③ 選考結果通知用宛名ラベル(出願手続き時にラベルを渡します。住所・氏名を記入のこと)

※提出書類に不備・不足がある場合は受付しません。

4. 選考方法

書類選考により、当該年度の履修申請許可者を決定します。

選考の結果は、3月下旬に郵送で通知します。

Ⅲ. 履修申請手続き

履修申請許可者には、通知書と共に履修申請手続書類を郵送します。これを受け取った方は、次のとおり履修科目の申請手続きを行ってください。

1. 履修申請科目の決定

履修申請許可通知に同封する説明書をよく読んで申請科目を選択し、「科目等履修生原簿」に記入してください。

① お手持ちのパソコン・スマートフォン・携帯電話で、本学WEBシステム「和光ポータル」から「時間割」と「シラバス」が閲覧できます。シラバスは3月下旬から公開されます。

※WEB画面を見ることのできない方は、教学支援課窓口へお越しください。

② 「学修の手びき」は3月下旬より大学ホームページで参照できます。また、必要があれば3月下旬より教学支援課窓口にて冊子を受け取ることができます。

③ 「履修できない科目」にご注意ください。「履修できない科目」については説明書を必ずよく読んでください。

④ 「教員認印」欄は使用しません。この欄には何も記入・押印しないでください。

2. 申請手続書類受付期間

2025年3月24日(月)～3月31日(月)(厳守)

※但し土日および3月27日(木)を除きます。

9：30～16：00（13：00～14：00を除く）

3. 提出書類

下記の書類を教学支援課に直接持参してください。

- ① 科目等履修生原簿（写真貼付）
- ③ 履修希望理由書
- ④ 誓約書・緊急時連絡先届
- ⑤ 住民票（2024年度に本学の科目等履修生であった方は不要。但し、外国人の方は住民票（「国籍」「在留資格」「在留期限」「在留カードの番号」の記載のあるもの）を全員提出してください）
- ⑤科目等履修生証用写真提出用紙
- ⑥返信用封筒（所定の封筒を申請手続き時に渡します。住所・氏名を記入のこと）

※提出書類に不備・不足がある場合には受付しません。

IV. 健康診断

履修申請手続きを済ませた方は、「学校保健安全法」に基づき、定期健康診断を**必ず**受診してください。定期健康診断の詳細については、「申請許可通知書」に同封する書類で案内します。

※受診に当たっては、別途2,000円の受診料が必要となります。

V. 履修料等の納入

1. 履修申請手続きを済ませた方に、履修料等納入手続き書類を郵送します。これを受け取ったら、金融機関の窓口またはATMで履修料と学研災保険料を納入してください。ただし、ATMから納入する場合は、依頼人名（科目等履修生本人氏名）の前に必ず 230 と受付番号（振込用紙に記載されている5桁の番号）を入力してください。

例：（受付番号）12345 （氏名）和光 太郎（ワコウ タロウ）さんの場合
「230 12345 ワコウ太郎」と入力してください。

2. 履修料等納入期間

2025年4月11日（金）～4月17日（木）14：30（厳守）

3. 履修料及び学研災保険料はVI.をご覧ください。

※期間を過ぎたり、金額に不足がある場合は、履修を許可しません。

※一度振り込まれた履修料等はいかなる理由があっても返還しません。

※振込領収書は科目等履修生証交付時に確認しますので、なくさないよう大切に保管してください。

※不明な点があるときは、直ちに教学支援課まで問い合わせてください。

VI. 履修料・保険料

1. 履修料

1 単位につき 13,000 円

2. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生教育研究災害傷害保険(学研災)保険料 800 円

(詳細はIX. その他－5をお読みください)

VII. 科目等履修生証の交付

履修料等の納入手続きを完了した方は、5月開催教授会で科目等履修生として確定されます。確定者には2025年5月9日(金)から科目等履修生証を交付するので、教学支援課窓口で履修料等振込領収書を提示してください。

VIII. 単位認定

履修した科目については、各学期ごと、成績公開日以降に、本学WEBシステム「和光ポータル」にて確認ができます。また、3月上旬の成績公開日以降、3月末日まで、科目等履修生証と引き換えに「単位修得簿」をお渡しします。

なお、成績証明書が必要な場合には別途申請が必要です(3月下旬からの発行となります)。

2025年度以降に本学学部第1年次に入学した場合、申し出により科目等履修生で取得した単位を規程に則り認定することが可能です。詳細については、新入生として入学した際に教学支援課担当者までお問い合わせください。

IX. その他

1. 登校の際には、科目等履修生証を常時携帯してください。
2. 科目等履修生は、科目等履修生証で図書・情報館の資料が利用できます。
3. 科目等履修生は、通学定期券は購入できません。また、JR等の学生割引も適用されません。
4. 科目等履修生は、本学の正規学生とは扱いが異なります。従って、正規学生対象の学内サービスについても、一部受けられないものがあります。詳細は、各サービスの担当部局にお問い合わせください。
5. 科目等履修生には、危機管理の観点から「学生教育研究災害傷害保険(学研災)通学中等傷害危険担保特約有り」に加入していただいています。この保険についての詳細は、授業開始後に配付する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。

お問い合わせ先

和光大学 教学支援課 一係 科目等履修生担当

住 所 〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘5-1-1

電話番号 044-989-7487

受付時間 平日 9:15~13:00、14:00~16:30